

令和 8 年度第 1 回文化財保護審議会

日 時：令和 8 年 6 月 2 日（火）午後 6 時～

場 所：世田谷区教育会館 3 階「ぎんが」

出席者：（委 員）藤原会長、神庭委員、小泉委員、小林委員、外池委員、俵木委員※、

村松委員、山崎委員※

※はオンライン出席

（事務局）菅井教育政策・生涯学習部長、平原生涯学習課長、湖東文化財係長、

古川民家園係長、松井郷土資料館長

会議公開の可否：公開

傍聴者：なし

事務局：教育政策・生涯学習部 生涯学習課

次 第：1 教育政策・生涯学習部長挨拶

2 今期の委員紹介

3 事務局職員紹介

4 今期の会長及び副会長選任

5 令和 8 年度第 1 回議事録署名委員指名

6 議 事（報告事項）

（1）世田谷区文化財保存活用基本方針について

（2）国登録有形文化財（建造物）の登録について

（3）「旧林愛作邸」の保存及び活用に向けた意見交換会について

（4）令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画

文化財係 民家園係 郷土資料館

7 その他

8 閉 会

資 料：・次第

- ・資料 1 「文化財保護審議会委員一覧」
- ・資料 2 「令和 8 年度事務局職員一覧」
- ・資料 3 「世田谷区文化財保存活用基本方針について」
- ・資料 4 「国登録有形文化財（建造物）の登録について（樫尾俊雄発明記念館）」
- ・資料 5 「国登録有形文化財（建造物）の登録について（小堀家住宅主屋）」
- ・資料 6 「世田谷区駒沢一丁目 1 番地区の街づくり 第 2 回意見交換会」
- ・資料 7 「文化財係 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画」
- ・資料 8 「民家園係 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画」
- ・資料 9 「郷土資料館 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画」

午後 5 時58分開会

○生涯学習課長 本日はお忙しいところ、世田谷区文化財保護審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は教育委員会事務局生涯学習課長の平原です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、俵木委員と山崎委員が対面ではなく、オンラインで御参加いただいております。なお、以降、音声や映像に乱れなどがございましたらチャットなどでお知らせください。なお、会場の皆様には、御発言の際は大きめにお話しいただきますようお願いいたします。

さて、今回は任期最初の審議会でございますので、後ほど会長、副会長の選任を行わせていただきます。それまでは私が司会を務めさせていただきます。

恐縮ですが、以後、着席にて進めさせていただきます。

開催に先立ちまして教育政策・生涯学習部の菅井部長より御挨拶をさせていただきます。

○教育政策・生涯学習部長 菅井でございます。本日は、本当にお忙しい中、また、台風が近づいてきている中、本当にありがとうございます。この4月に着任させていただきました。

委員の皆様におかれましては、本区の文化財保護審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

今回は昨年度末の委員改選以降、初めての審議会となります。改選に当たりましては新たに御就任いただきました委員が3名いらっしゃいます。新任委員の皆様の新たな視点と、長く委員をお務めいただいている皆様の御経験を融合させながら、実りのある審議会にしていりたいと考えておりますので、忌憚のない御審議のほどを、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、教育委員会では文化財保護条例に基づく文化財登録・指定、また、修理事業等による支援を通じ、文化財の保護に努めてきているところでございます。また、平成29年度

に策定いたしました文化財保存活用基本方針に基づきまして、世田谷区の歴史、文化を次代に継承していくための様々な取組を進めているところでございます。この基本方針でございますが、策定時に定めた計画期間である、おおむね10年の期間が経過しようとしております。今期は文化財登録・指定等の御審議に加えまして、基本方針の見直しにつきましても審議会の重要なテーマとなると想定してございますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

今後2年間、御多忙のところとは思いますが、お手間をおかけしますが、審議会以外の助言も含めまして世田谷区の文化財行政の発展に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、初めに配付資料についての御確認をさせていただきます。なお、委員の委嘱状につきましては事前に郵送させていただいております。この場での交付は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

(配付資料確認)

○生涯学習課長　続きまして、次第2、今期の委員紹介に移らせていただきます。

資料1の文化財保護審議会委員一覧を御覧ください。昨年3月の任期満了に伴いまして委員の改選を行わせていただきました。今期の任期は令和8年3月14日から令和10年3月13日までとなっております。委員の皆様におかれましては御専門の分野に応じまして3つの部会を割り当てさせていただいております。資料1の下段に記載しておりますけれども、第一部会是有形文化財に関する事、第二部会は無形文化財及び民俗文化財に関する事、第三部会は記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関する事が所掌の事項となります。文化財指定の案件などにおきまして部会や合同部会を開催させていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の改選では新任の委員が3名いらっしゃいます。今回は御欠席の委員もいらっしゃいますが、再任の委員の方も含めまして委員一覧の五十音順で自己紹介をお願いいたします。

なお、本日は石井委員、矢島委員、山本委員が御欠席となっております。

それでは、神庭委員から、順番に自己紹介をお願いいたします。

(委員の自己紹介)

○生涯学習課長 委員の皆様、ありがとうございます。世田谷区の文化財行政の発展への御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第3、事務局職員紹介に移らせていただきます。

資料2、事務局職員一覧を御覧ください。幹部職員及び各係長から順番に御紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

○生涯学習課長 続きまして、次第4、今期の会長及び副会長選任に移らせていただきます。

選任方法は世田谷区文化財保護条例第56条の規定に基づきまして、委員の互選によることとなっております。会長及び副会長につきまして、自薦、推薦等ございましたら、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 任期の長いことを考えまして、私は会長に藤原委員、副会長に山本委員がふさわしいのではないかと思います、推薦いたします。

○生涯学習課長 ありがとうございます。

藤原委員と、今日欠席ではございますけれども山本委員、お2人でという御意見がございましたけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○生涯学習課長 ありがとうございます。

それでは藤原委員、会長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

○委員 今、外池委員から長いという話がありましたけれども、確かにもう随分長くやっていますし、今回、課題の中にも保存活用基本方針の見直しというか、そういうところがあるということで、確かにこれは10年前に設定のときに、私どもは関わっているところでもありますから、これから設計、またどういう形になっていくのか、一緒になって考えていければいいなと考えております。微力ではありますが、もしお役に立てるのであれば。

○生涯学習課長 では委員の皆様、会長を藤原委員に、副会長を山本委員にお願いするということでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○生涯学習課長 ありがとうございます。

藤原委員、どうもありがとうございます。御承諾をいただいたということで、藤原委員は会長、山本委員は御欠席ですけれども、副会長をお願いいたします。

恐れ入りますけれども、藤原委員は会長席のほうに御移動をお願いいたします。

これからの議事進行は藤原会長をお願いいたします。

○会長 今、皆さん御承諾いただきまして、私が会長、さらには山本委員に副会長をやっていたことで、これから進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続いて議事を進めていきたいと思います。

今、次第4、会長の選任まで進みましたので、次第5からになります。次第5、令和8年度第1回議事録署名委員指名ですけれども、委員の改選もございましたので、今期の委員名簿の五十音順で、順番にこれから進めていきたいと考えております。

そういったことで、今回の議事録の署名は神庭委員と小泉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○会長 それでは、議事録に後日、御署名いただきますので御承知おきください。

それでは、ここから引き続き議事に入っていきたいと思います。

今回は報告事項が4件になっておりますけれども、傍聴人については今のところ、こちらには連絡が来ておりません。傍聴人の入場につきましては、もしあった場合には傍聴人には入っていただく形になります。現在のところありませんけれども、また何かありましたら別で対応させていただくことになります。

引き続きまして、次第に沿って進めてまいります。

まず最初に資料3になりますね。先ほどちょっとお話がありましたけれども、世田谷区文化財保存活用基本方針についてでございます。こちらについては今年度末で策定から10年が経過いたしますので、今後につきまして御報告になります。

詳細については文化財係長から御説明いただけるということで、よろしくお願いいたします。

○文化財係長 それでは、世田谷区文化財保存活用基本方針について御説明いたします。

資料3を御参照ください。世田谷区では地域の歴史・文化や風景等の保護継承に関する施策を一貫した考えを持って進めていくため、文化財保護施策の基本的な方針として、平成29年4月に世田谷区文化財保存活用基本方針を策定し、重点取組事業の実施により、基本方針の具体化に取り組んでまいりました。また、策定に当たっては、基本方針の考え方について文化財保護審議会に諮問し、審議、答申をいただいた内容を基本方針の案とさせていただきました。

令和8年度末に基本方針のおおむねの設定期間である10年が経過することから、見直しが必要な時期となっておりますが、平成30年の文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画も制度化されておりますので、そちらも踏まえ検討を進めてまいりたいと考えております。

別添資料として基本方針のコピーを配らせていただいておりますので、そちらを少し御覧ください。

基本方針では世田谷の歴史や文化財保護について概要をまとめますとともに、文化財施策の課題、文化財保存・活用の基本的な考え方、重点取組等についてまとめております。

詳細は後ほど御確認いただければと思います。

この基本方針ですが、平成19年に文化審議会文化財分科会により提唱された文化財保存活用構想のモデルに沿って策定しております。構想の策定は各自治体の任意であり、法定制度ではございません。

一方、平成30年の文化財保護法改正の際に文化財保存活用地域計画が制度化されました。歴史文化基本構想の考え方を継承しながら具体的な将来像や年次計画を設定し、進捗管理していくことを想定しており、地域計画の策定に当たっては文化庁の認定が必要となります。令和7年度末で全国236市町村が地域計画を策定して、都内では現在、八王子市が策定をしております。

今後、見直しのスケジュール等が固まり次第、審議会に御報告するとともに、その後の審議についてもお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの説明についてですけれども、何か皆さんから御質問はありますでしょうか。オンラインの先生方から、もし何かありましたらコメントいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員 特にありません。

○会長 ありがとうございます。

基本方針、先ほどお話がありましたけれども、10年たつということで、今後また新たにということになると思います。基本方針で定めたすぐ後ぐらいに保存活用地域計画というものが出されまして、それに対して全国で大分、地域計画をつくってきているところもございます。それに対して、都内はあまり進んでいないようですけれども、今後こういったものも踏まえて世田谷区としてどういう形で進めていくかということになるわけですね。この審議会での議論もまた重要になってくると思いますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ないようであれば次に進ませていただきます。

○生涯学習課長 では、資料４、資料５の国登録有形文化財（建造物）の登録についてでございます。榎尾俊雄発明記念館と小堀家住宅主屋につきまして御報告をさせていただきます。

詳細は引き続き文化財係長より御説明をいたします。

○文化財係長 国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

初めに資料４を御参照ください。令和８年２月１０日付官報により、成城４丁目の榎尾俊雄発明記念館（旧榎尾家住宅主屋）について、国の文化財登録原簿に登録されたことが告示されましたので御報告いたします。今回の登録により、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は合計２７件となります。

登録される建造物の概要につきましては記載のとおりでございます。本件建造物は、昭和４７年、カシオ計算機株式会社の創業者の一人である発明家、榎尾俊雄の居宅として国分寺崖線上に建築されました。構造は鉄筋コンクリート造、２階建て、建築面積は２６５平米でございます。設計は国土館大学教授であった滝沢健児でございます。屋根は銅板ぶきで、凸状に湾曲された起り付けとしておりまして、先端を正面、背面とも大きく張り出す軽快な意匠が特徴です。屋根に独自の作風を示す滝沢の秀作と言えます。

現在は榎尾俊雄発明記念館として、予約制により一般公開されております。また、主屋の南側の庭園は成城四丁目発明の杜市民緑地として通年公開されております。

引き続き資料５を御参照ください。３月２６日に開催された国の文化審議会文化財分科会におきまして、深沢８丁目の小堀家住宅主屋について、国の文化財登録原簿に登録するよう答申がありましたので、御報告いたします。今後、官報告示をもって正式に登録となります。今回の登録により、区内において文化財登録原簿に登録されている建造物は合計で２８件となります。

登録される建造物の概要につきましては記載のとおりでございます。本件建造物は、大正１３年、日本画家であった小堀鞆音の私邸兼アトリエとして、当時の新町住宅地内に建築

されました。構造は木造、2階建て、建築面積は128平米でございます。屋根は反りのある入母屋造りの銅板ぶきで、社寺建築を思わせる形状でございます。間取りは大正・昭和初期の和洋折衷住宅に多く見られる中廊下型の特徴を持っております。

現在も個人住宅としてお住まいのため、住所や位置の詳細につきましては省かせていただいております。

御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

またこちらについて何か御意見、御質問等ございましたら、挙げていただければと思います。いかがでしょうか。新しい時代の建築ということでもありますし、オンラインで参加して下さっています建築の山崎委員は、御意見が何かありましたら。よろしいですか。

特に御意見なければ、次へ進ませていただきたいと思います。

○生涯学習課長 次に、資料6、パワーポイントの資料になりますけれども、旧林愛作邸の保存及び活用に向けた意見交換会についてでございます。

旧林愛作邸の保存に向けた取組の現状と今後につきまして御報告をさせていただきます。詳細は文化財係長より御説明をさせていただきます。

○文化財係長 旧林愛作邸の保存及び活用に向けた意見交換会の状況につきまして御説明をいたします。

資料6を御参照ください。資料は大変長くなっておりますので、ポイントのみ御説明させていただきますが、初めての委員もいらっしゃいますので、少し遡らせていただきます。

まず、3ページを御覧ください。ページが飛んでおりまして申し訳ございません。まず、昨年度から旧林愛作邸の現地での保存を最優先事項とした地域のまちづくりを検討しており、その一環として意見交換会を実施しております。

4ページに出席者の構成を記載しておりますが、区と支援業者に加えまして近隣住民と

所有者が参加しております。

次に、19ページでございますが、旧林愛作邸の概要を記載しております。駒沢1丁目に大正7年頃に建てられた住宅建築で、施主は帝国ホテルの支配人であった林愛作、フランク・ロイド・ライトが原設計を手がけております。

次のページの地図にございますとおり、建築された場所に現在も残されておりますが、昭和20年代からは所有していた電通の福利厚生施設の中にございました。令和3年に売却され、現在は住友不動産が所有しております。画像はしばらく前に撮影した現地の状況ですが、ライトが得意としたプレーリースタイルが表現されており、水平面を強調した低い屋根や長いひさしが特徴となっております。

次に、42ページと書いてあるところですが、国内に現存するライト建築は、旧林愛作邸のほか、池袋の自由学園明日館、芦谷の旧山邑家住宅がございまして、いずれも重要文化財に指定をされております。また、玄関のみが明治村に移築されました帝国ホテル旧本館正面玄関は国登録有形文化財でございます。

次に、旧林愛作邸の保存に関するこれまでの取組でございます。43ページでございますが、駒沢一丁目1番地区街づくり誘導指針でございます。こちらは不動産売買の発生に備えて平成27年に区が策定した指針でございますが、強制力はありませんが、現位置での保存を基本に検討いただくことを明記しております。その後、所有者が現在の所有者に移った後、現位置保存の要望を明確にするため、44ページの旧林愛作邸の保存活用に関する要望を所有者に令和6年2月に提出しております。それに対して所有者からは、令和6年4月に、現地保存のためには都市計画制度等の活用による床面積の確保等が必要であるという旨の要望がございました。所有者からの要望を受け、区では土地の高度利用等、都市計画制度の活用による建築計画の誘導が必要と判断し、46ページの土地利用の基本的な考え方を令和6年8月に策定し、地区計画の策定に向けて周辺住民と意見交換を重ねているところです。

また、現位置保存のために、必要な敷地の保存範囲について区で具体的な範囲と考え方

をまとめまして、令和7年2月に所有者に提出し、この範囲に基づいて現在検討を進めているところです。

意見交換会では現在、第1種低層住居専用地域であることから高さの緩和に反対する意見も多く、現位置に保存する必要性を疑問視する声や、都や区による買収を求める意見もございました。区では旧林愛作邸の重要性や現地保存の必要性、買収が困難であることなどを御説明し、高さの緩和に加えて道路や緑、斜線制限や壁面後退等のルールについても提案しながら、参加者からの意見を踏まえて、さらに検討を重ねているところでございます。

2月に開催しました第2回の意見交換会では、53ページとその次にページにございますが、所有者である住友不動産から、これまでの経緯と現位置保存に関する考え方を説明していただいております。

5月24日、25日には第3回の意見交換会を開催いたしまして、資料の最後についております地区計画に関するルールを御提案をしたところでございます。次の第4回は8月頃を予定しており、今年度は地区計画の素案策定に向けて、引き続き意見交換会を開催していく予定でございます。

一方、資料にはございませんが、文化財の指定に関して文化庁、東京都に継続して情報提供しておりまして、都市計画手続のスケジュールを勘案しながら、指定の主体が国か都のいずれになるのかという判断を求めてまいりたいと考えております。また、所有者が主体となって保存、活用の方針について検討しており、学識経験者の御意見もいただきながら保存、修理や復元の考え方についてまとめてまいりたいと考えております。御助言いただく学識経験者には山崎委員をお願いをしており、既に現地も下見をしていただいております。山崎委員には、引き続きよろしく願いいたします。

本取組につきましては今年度が山場の年となりますので、引き続き審議会の場でも御報告をしてまいりたいと思います。

御説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について何か御意見、質問等ございますでしょうか。

審議会でも昨年現地見学に参りましたけれども、現地を見た感想というのはそれぞれ皆さんおありかと思いますが、大変重要なものであり、また、現地での保存が最優先ということで、今、話が進んでいるようです。ですから、そこも含めて、これからまた検討を進めていただいて、何か必要に応じて、またこちらの文化財審議会のほうでもいろいろと議論ができればなと思いますので、またよろしく願いいたします。

特になければ、また引き続き進めさせていただきたいと思います。

○生涯学習課長 次に、資料7から9、令和7年度事業報告、令和8年度事業計画についてです。こちらにつきましては文化財係、民家園係、郷土資料館の順に各係長より御説明をさせていただきます。

では、まず文化財係からお願いいたします。

○文化財係長 文化財係の令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画でございます。

資料7を御参照ください。

初めに令和7年度事業報告でございます。文化財指定、登録につきましては、新たに区指定有形文化財、勝光院の木造虚空蔵菩薩坐像、区登録有形文化財として勝光院の木造観音菩薩立像を指定、登録いたしました。

(2)文化財保存助成等につきましては、区の補助事業といたしまして、3、区指定有形文化財浄真寺三仏堂のうち上品堂の耐震補強及び修理工事事業を行いました。そのほか清水邸書院の修理等を行っております。

4、文化財調査といたしましては、指定有形文化財の齋田家住宅に関する調査等を行っております。

5、地域文化財総合活用推進事業といたしまして、こちらは国の補助制度を活用した伝統行事、民俗芸能等を支援する事業でございます。令和7年度につきましては3団体の山車、みこし、郷土芸能等の用具の修理をしております。

(3)の埋蔵文化財の調査につきましては、いずれも建築工事、道路工事等に伴う事前発掘調査となりますが、6から、次のページに参りまして18まで発掘調査をしております。また、既に発掘調査を行いました調査済みの遺跡につきまして整理調査をして報告書にまとめる作業もしており、18につきましては出土した金属製品の保存処理も実施しております。

(4)文化財普及・啓発につきましては、こちらは古墳時代のモノづくりということで、子ども向けの夏休み行事を実施いたしました。旧清水邸書院の活用行事としましては、地域の団体と協力して煎茶道の体験を実施しました。

第18回世田谷区遺跡調査・研究発表会は毎年実施していますが、昨年度につきましては、その前の年に発掘調査を実施しました横穴墓。こちらの講演は埋蔵文化財センターの松崎さんをお願いをしております。あわせて、区の発掘調査の成果も学芸員から報告をしました。

文化財ボランティアの活動につきましては、現在2拠点で行っておりまして、1つが野毛大塚古墳・等々力溪谷でございます。こちらにつきましては春と秋の2回に分けて解説のボランティア活動を継続しております。

次のページに参りまして、23、文化財ボランティアの世田谷代官屋敷ボランティアにつきましては、春と秋の2期に分けまして、座敷公開のサポートをボランティアの活動として実施しております。また、かまどの火入れや障子の張り替えなどもお手伝いをいただいております。

また、ボランティアの皆さんと、所有者である大場代官屋敷保存会と連携しまして、子ども向けのかまど炊飯のイベントを、春と秋の2回、実施いたしました。文化財ボランティアの活動は、3年間で登録期間の区切りになりますので、昨年度、代官屋敷ボランティアについてボランティア養成講座を実施し、既に登録していただいている方に新たな方を加えて、70の方に登録をしていただいております。

刊行物、制作した動画については以上のとおりでございます。

また、郷土学習の支援としまして、区内学校への出前授業や展示事業、野外授業を実施いたしました。

続きまして、次の４ページの令和８年度文化財係事業計画でございます。

１の文化財保存助成等につきましては、区の補助事業としまして、指定有形文化財、志村家住宅の建具修理、指定史跡、吉良氏墓所の墓石修理、無形民俗文化財の須賀神社の湯花神事の装束購入、区指定天然記念物、慶元寺のケヤキの保存のための万年塀工事等の補助を行います。

調査につきましては、引き続き、齋田家住宅の関係の調査と、武家屋敷門の耐震補強に向けた構造調査等を実施いたします。

民俗芸能・伝統行事につきましても、引き続き、国の地域文化財総合活用推進事業の補助金を使って山車やみこしの修理のお手伝いをいたします。

埋蔵文化財の調査につきましては、現在分かっているものだけではございますが、記載のと通りの調査の予定が入っております。また随時、個人住宅等の発掘調査については入ってくるかと思えます。

(３)の普及啓発事業としましては、今年も旧清水邸書院の活用事業、遺跡調査・研究発表会、ボランティアの活動の継続、それに伴う代官屋敷での子ども向けの事業、動画の制作、刊行物、郷土学習の支援等を実施してまいります。

文化財係につきましては以上でございます。

○生涯学習課長　ありがとうございます。

では次に、引き続きまして、資料８に沿いまして民家園係から御説明をさせていただきます。

○民家園係長　続きまして、民家園係の令和７年度事業報告及び令和８年度事業計画について御説明させていただきます。

資料８を御覧ください。

初めに令和７年度事業報告ですが、１の民家園の開園状況としましては、通常開園、１

年間しておりました。昨年度の総来園者数につきましては、6年度と比べてほぼ横ばいという形になっております。あと、令和6年度に、こちらの審議会で御審議いただいた次大夫堀公園民家園内の旧安藤家住宅主屋につきましては、不具合の補修と建物の耐震補強工事が無事終了いたしまして、3月28日より建物内に入っただけの見学を再開しております。昨年度の12月に工事見学会も実際行いまして、委員の先生にも見てもらったりということもありまして、無事工事が終わりましたことを報告させていただきます。

2の展示以降につきましては、企画展、古民家解説会、農事暦、民間暦の再現展示、あとは体験事業など、昨年度予定していた事業につきましては、ほぼ予定していた内容で実施することができました。

7年度の事業報告については以上になります。

次に、4ページ、8年度の事業計画につきまして御説明させていただきます。令和8年度の事業につきましても、昨年度とほぼ同様の枠組みで、展示、民家のみかた、暮らしの歳時記、民家園の夏を楽しもうなどの事業、あと、主に夏休みに行っていた昔の農村体験について、昨年度から春、夏、秋、冬という形で試行したものを、今年度は本格実施に進めていく予定で計画を立てております。

こちらに書いてある事業内容については、お手元に配付させていただきました黄色い冊子「民家園のこよみ（令和8年度事業案内）」に、ほぼ掲載されておりますので、こちらを御覧いただければと思います。併せて机上配付させていただきましたチラシ、第18回收藏資料展「大工を支えた雑道具」というタイトルで、7月1日から岡本公園民家園で開催いたします。9月末までやっておりますので、時間がありましたら見学いただければと思います。

それと、もう1枚チラシを配らせていただきましたけれども、令和8年度の民家園の夏を楽しもう、夜まで民家園というチラシですが、通常、民家園は4時半までの開園なのですが、7月と9月、それぞれ次大夫堀と岡本の民家園を夜8時まで延長して開園し、イベント等を行う予定になっておりますので、こちらも時間がございましたら御来園いただ

ればと思います。

民家園係からは以上になります。

○生涯学習課長 ありがとうございます。

では、引き続き、資料9について郷土資料館のほうから御説明をお願いいたします。

○郷土資料館長 それでは、郷土資料館の令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について御説明いたします。

お手元の資料9の1ページを御覧ください。また、あわせまして、資料館だよりの10ページ以降に写真が載っておりますので、それも併せて御覧いただきまして、振り返りながら御説明させていただきたいと思います。

まず、資料の1ですけれども、令和7年度事業報告は8つの項目で御説明いたします。

まず初めに講座です。特別展「世田谷の用水」ギャラリートーク、古文書講座を含めて9つの講座を実施いたしました。

次の野外歴史講座です。「桜丘と石造物を巡る」、「吉良氏ゆかりの地めぐりー目黒地域ー」の2つです。

3つ目、体験教室は小学生向け、親子向けの「石器を触ろう!」、「発掘する形でうちわを彩ろう!」のワークショップでした。

4つ目は、次のページに続きますが、特別展、季節展、コーナー展示、ミニ展示です。特別展「世田谷の用水」を含む12の展示を実施いたしました。

次に、5の地域行事他は、博物館実習生の受入れや文化財防火デーの消防訓練などです。

次のページの6の学校連携事業は社会科見学と出張授業として、子どもたちへの学習支援といたしまして、世田谷代官屋敷の見学時の解説や、資料館での歴史解説と展示鑑賞、小学校へ出張しての学校近辺の歴史や昔の暮らしに関する授業を実施いたしました。社会科見学の受入れは36校、3385人を数え、小学校へのお出張授業では5校、606人でした。

最後に、7の刊行物と8のその他は資料記載のとおりです。

続きまして、4ページの令和8年度計画事業について7つの項目で御説明いたします。
資料館だよりでは一番巻末の12ページになると思います。

まず初めの、1の講座では、古文書講座をはじめとする6つの講座です。

次に、2の野外歴史教室は「桜丘と石造物を巡る」など3つの予定です。

3の体験教室は、例年好評の夏休み小学生親子向けのワークショップです。

次に、4の展示は、次のページにも続きますが、4つの事業です。まず、ミニ展示「郷土資料館で“一回休み”～館蔵の絵すごろくを見る・遊ぶ～」は、お配りした青いチラシのとおりでして、明治、大正、昭和の戦前の絵すごろくを紹介するとともに、会場に絵すごろくの複製を置いて、すごろく遊びの体験ができる企画でございます。コーナー展示は資料記載のとおり、「戦後81年 戦時下の暮らし vol. 2」を含む4つです。

次のページの黒丸の2026速報展は、上神明遺跡の第36次調査と諏訪山遺跡の第24次調査、堂ヶ谷戸遺跡の第65次調査で出土した縄文時代の石器土器、古墳時代の土師器を中心とした紹介を予定しております。

続きまして、黒丸の4つ目は、特別展は「江戸の絵画を楽しむ」です。江戸の風景と暮らしに焦点を当てて絵画の特徴、魅力、見方、楽しみ方を紹介するもので、前期に風景、後期に暮らしという、展示内容を入れ替えて紹介いたします。

次の5は社会科見学と出張授業関係で、例年どおり通年で実施します。

6のその他は、博物館実習の受入れや地域行事、ホテル祭りとサギ草市や、世田谷のボロ市と連携協力してまいります。

7の刊行物は、10月と3月に資料館だより、そのほか特別展の図録、世田谷叢書（第二期）などを発行予定です。

3は令和8年度の改修工事計画です。内容は、本館1階事務所側の窓枠が、劣化によりまして開閉が不具合があるために改修工事となります。実施時期は令和9年1月の、ボロ市が終わった頃以降を予定しております。

郷土資料館からの説明は以上でございます。

○生涯学習課長 ありがとうございます。

資料 7 から 9 までの令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画については以上でございます。

○会長 それぞれの機関、ありがとうございました。

皆様から何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようであれば、本日の議事は以上となります。ほかに何か事務局からありますでしょうか。

○生涯学習課長 今年度の審議会の予定についてお伝えをさせていただきます。

今年度は今回を含めまして 3 回の審議会を開催する予定です。開催につきましては別途、日程調整をさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。今後の開催につきましては、今お話があったように事務局で調整をお願いいたします。

以上をもちまして令和 8 年度第 1 回文化財保護審議会を終了いたします。本日は初めてのオンラインということで、なかなか難しいところがあったかもしれませんが、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

午後 6 時 57 分閉会